

議案第 11 号

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正について

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する

令和 7 年 3 月 27 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正により被保険者証の発行が廃止となり、重要文化財旧木原家住宅窓口において後期高齢者医療保険者証の現物確認ができなくなるため、運用方法を年齢確認に変更する必要がある。

また、現行の規定では、市立小中学校の引率者のみ入館料を免除しているが、学習機会の拡大を図るため、保育所、幼稚園、市外及び私立小中学校、高等学校その他教育機関における引率者についても入館料を免除する。

以上のことから、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例（平成元年条例第４号）

第８条 この条例に定めるもののほか、旧木原家住宅の管理運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則（平成元年東広島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 5 4 条第 3 項の被保険者証の交付を受けた者、」を削り、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 保育所又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育機関の園児、児童又は生徒が保育又は教育の一環として入館する場合における当該園児、児童又は生徒を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者
第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 7 5 歳以上の者

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

重要文化財旧木原家住宅設置及び管理条例施行規則（平成元年教育委員会規則第3号）新旧対照表

新	旧
(入館料の免除) 第5条 条例第5条の規定により入館料を免除することができる範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) _____ <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通達）に基づき療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、当該書類を提示した者及びこれらの者を介護する者で教育委員会が必要と認めるもの</u> (3) <u>保育所又は幼稚園、小学校、中学校、若しくは高等学校その他これらに類する教育機関の園児、児童又は生徒が保育又は教育の一環として入館する場合における当該園児、児童又は生徒を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者</u> <u>(4) 75歳以上の者</u> 2～4 (略)	(入館料の免除) 第5条 条例第5条の規定により入館料を免除することができる範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の交付を受けた者、</u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通達）に基づき療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、当該書類を提示した者及びこれらの者を介護する者で教育委員会が必要と認めるもの (3) <u>東広島市立小学校又は中学校の教科学習又は特別活動において児童又は生徒を引率する者</u> _____ 2～4 (略)